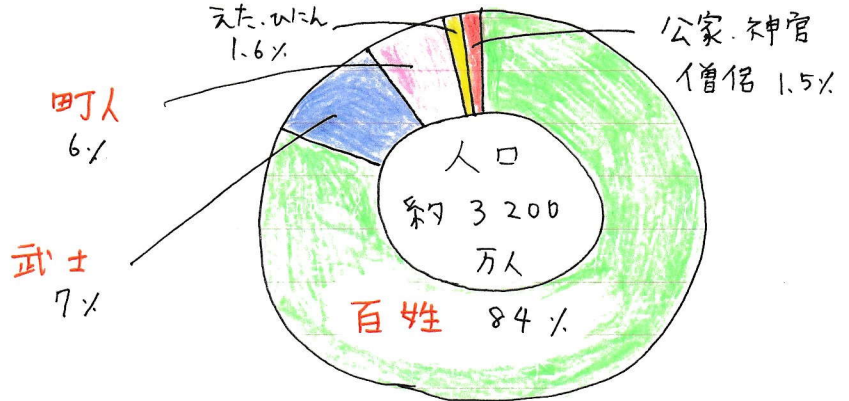


# さまざまな身分とくらし

江戸幕府は武士を支配者とする封建社会を保つために、武士と百姓(農民)、町人(職人・商人)の身分をはっきり区別し、これらの身分の下にえた、ひんと呼ばれた賤民身分をおいた。

**百姓とは**  
 百姓 = 農民ではなく、元々は全ての職業という意味で、農業を営む者だけでなく、漁業や林業などを営む人も含まれる



身分制度 ... 士農工商 という。

**武士**

武士は城下町に住み、**名字**を名のることができ、また**帯刀**(刀を持つこと)が許された。

**町人**

町人

- 呉服屋などの **商人**
- 大工などの **職人(工人)**

町人は城下町などの都市に住み、幕府や藩に**営業税**を納めたが、農民に比べて軽いものでした。

町人

- 家屋敷を持つ **いえもち 家持** → 町の政治に参加できる
- 家屋敷を持たない **いかり 地借**・**たなかり 店借** → 町の政治に参加できない